### 平成30年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成30年12月19日(水)午前10時開議 開会の場所

錦江町田代支所議会議場

日程第1 諸般の報告

1) 所管事務調査の結果報告

日程第2 陳情書第5号 小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について (審査結果について、文教産業常任委員長報告)

日程第3 議案第61号 平成30年度錦江町一般会計補正予算(第11号) について

(町長提出)

日程第4 議案第62号 平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

(同上)

日程第5 議案第63号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

(同上)

日程第6 議案第64号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

( 同 上 )

日程第7 議案第65号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について

(同上)

日程第8 議案第66号 宿利原学習センター再編事業改修工事請負変更契約の 締結について

(町長提出)

- 日程第9 議員の派遣について
- 日程第10 委員会の閉会中の特定事件の調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

## 平成30年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成30年12月19日 召集の場所 錦江町議会議場

応 招 ( 出 席 ) 議 員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪 瀨 亮 祐	
	3番	染 川 金 治	
	5番	池 迫 重 利	
	6番	池田行徳	
	7番	川越裕子	
	8番	笹 原 政 夫	
	9番	小 吉 昭 弘	
	10番	中 野 徳 義	
	11番	右 田 正	
	12番	馬込守	
	13番	水口孝俊	
不応招(欠席)議員			

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木場	一 昭		
副 町 長	三 反 田	みどり		
教 育 長	畑中	清和		
総 務 課 長	髙崎満広 観光交流	流課長 中島 裕二		
政策企画課長	新 田 敏 郎 産業建設	投課長 久保 清隆		
未来づくり課長	池之上 和隆 辰耒安貝	宝事伤 窪 和 人		
保健福祉課長	城下 香代子 教育	課 長 大 寺 和 久		
住民税務課長	安 田 憲 次 財政管則	財係長 馬庭 司		
建設課長	田中弘朗総務チーム	リーダー 坪内 裕二郎		
産業振興課長	今 熊 武 朗			
住民生活課長	舞原利博			
職務のため出席した者				
議会事務局長	富尾 俊一			

## 平成30年 第4回 錦江町議会定例会会議録

平成30年12月19日(水)午前10時00分 錦 江 町 議 会 議 場

#### (開 会・開 議)

水口議長

これから本日の会議を開きます。

ここで、欠席届につきまして、上園会計課長から本会議欠席の届け出がご ざいました。ご報告申し上げます。

#### (日 程 報 告)

水口議長

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

#### 日程第1 諸般の報告

水口議長

日程第1、諸般の報告を行ないます。総務厚生常任委員会が実施致しました所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。中野総務厚生常任委員長。

中野総務厚生常 任委員長

はい。

[中野総務厚生常任委員長、登壇]

おはようございます。そいじゃあの、本委員会において、所管事務調査を 実施しましたので、その経過と結果について、報告を致します。

調査の経過ですが、平成30年6月6日に、総務課木下主幹の出席を求め、「自治防災組織の活動状況」について、説明を受けて調査しました。

平成30年9月16日に、神川中新町公民館において、神川新町自治防災 組織の活動状況を見学し、自治会員の方々と意見交換を行いました。

平成30年12月11日に、田中建設課長、総務課木下主幹、小瀧防災専門官の出席を求め、神川中学校体育館において避難所の状況及び神川新町 自治会の台風24号による土砂崩れの現地を調査しました。

次に、調査の結果又は概要ですが、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちでまもることを前提に、自主的に防災活動を行う組織です。

錦江町では、自治会を単位として自主防災組織が結成されており、平成30

年3月現在、90 自治会すべてで結成されています。

防災や災害対策を語るうえで使われる言葉に、自助、共助、公助がありまが、自主防災組織においては自助及び共助が地域の防災力を表しています。

自主防災組織が盛んに言われだしたのは、平成7年に発生した阪神・淡路 大震災で約98%は自力、自助、又は家族や隣人、共助に救助され、公的機 関、公助に助けられたのは、わずか1.7%だったというデータがあったこと にあります。

自主防災組織の平常時の活動としては、地域内の被害発生の要素や避難 行動要支援者の確認などを行う防災点検、防災訓練の実施、防災研修会の実 施、防災資機材の整備などがあげられます。災害時の活動としては初期消 火、避難誘導、救出・救助、情報の収集・伝達、避難所の管理・運営などが あります。

錦江町における自主防災組織の防災訓練の実施状況は、平成27年は35%で、組織率は100%でありながら活動を行わないと意味がないことから、自治会長会などで防災訓練の活動を照会し、平成28年度に再度アンケートを行た結果、全体では41%であり、それぞれの地区ごとの実施率を見ると、活動に大きな温度差があります。

このようなことから、自主防災組織の運営・活動への協力機関を表にまとめたので、是非それを利用して活動、訓練を、話し合いだけでもいいので行っていってもらいたいと、お願いしたとのことです。

町内の自治防災組織の事例が2件紹介され、山之口自治会は、避難経路 図上訓練を実施し、地震発生により津波警報が発令されたことを想定して、 班ごとに地図を使って危険箇所、避難経路を確認し、話合いの結果を発表し て、情報を共有したものです。

木場自治会は、炊き出し訓練及び初期消火訓練を実施し、大規模地震によりライフラインが崩壊、食糧等の物資が届かないことを想定して、各家庭から持ち寄った食材で、子どもから高齢者まで対応した献立にし、調理の合間を利用して消火器の使用方法や避難経路の確認を行ったものです。

委員から、アンケート結果を見ると、自治会によっては温度差があり、自治防災についての研修が必要であると思うが、指導などの考え方はどのようなものか、との質疑に、確かに温度差はある。そこで昨年、県の地域防災士を講師に招いて、研修会を実施した。毎年は無理であるが、こうした研修を通じて意識高揚に努めていきたい。次に、訓練は大事なことである。大きな災害がないので、自治会の考え方に大きな温度差が出てきていると思う。行政の指導が大事なことであると思うが、との意見に対し、確かにそうである。それぞれの地域の代表である議員の方々にも、何か災害が起こる前に、自治会の方に防災への取組み、防災意識の高揚を図りましょうといったことを言ってくだされば、浸透していくと思う。また、8月1日から防災専

門官が配置されるので、地域に入って自主防災組織の活性化の一役を担ってもらう、などが出されました。

神川新町自主防災組織では、想定される地震の説明があり、津波は陸上では津波高の2倍の標高8.76mまで駆け上がることが想定されるので、農協集荷場付近が7mなので、それ以上に逃げることが必要であり、いざという時、どこまで逃げられるか考えておく必要があることの説明がありました。また、自治会の各班の防災役員の確認や75歳以上の避難配慮者の一覧が示されていました。

地震や大雨時の避難の際の避難道路、持参品、心掛けることなど、さらに 自治会、その周辺における危険箇所を写真で確認しながら、自治会住民へ情報の共有が図られていました。

その後の意見交換で、大雨の際、人家の上から町道からあふれた雨水が土 側溝を伝い、これまで2回ほど崩壊したことがある是非、現地を見てほし い、との意見があり、意見交換終了後、現地を確認しました。

神川小学校体育館は町内13カ所の指定避難所の1つであり、想定収容人数は150人です。本年については台風24号で9世帯19名の方が避難されました。

開設の決定は、台風の進路状況により、昼間の風のまだ強くない時間帯に 自主避難の呼びかけを行い、段階的に避難準備情報、高齢者等避難の発令を 行っていくとの事です。

避難所には情報収集のためのテレビが設置され、停電時のための発電機、 夏場は扇風機、また、一夜を明かすため、畳のない施設ではマットが準備さ れ、食料、タオルケットなどは避難者各自が準備をすることになっていま す。

委員から、マットは対応できるくらいの数があるのか、とのの質疑に、全体で100枚位はある。次に、避難所でのプライバシー対策は行っているのか、との質疑に、長期の避難の場合は、段ボールで仕切るなど協会との提携により対応していく、などが出されました。

台風24号で土砂崩れが発生した箇所で、その後の台風25号での被害 防止のため大型土嚢を設置したところを現地調査しました。

以前も土砂崩れが発生し、県単の急傾斜対策の事業を取り入れようとしたが、土地の問題で、断念した経緯もあるとのことです。急傾斜地の危険区域にもなっているので、何らかの対策を検討していかなければならないところであります。

また、自治会長から出された旧神川中学校付近の町道の側溝に砂が貯まるところがある問題については、現地確認をしたところ、将来的には布設替えも検討していかなければならない箇所でもあるようである。

以上のような調査結果を踏まえ、自主防災組織は全自治会で組織化はさ

れているが、今回調査した神川新町自治会、活動の事例紹介があった山之口 自治会、木場自治会など、活発に活動されている組織とそうでない組織の温 度差が大きいことが分かったところです。

そこで全自主防災組織の活動の充実を図り、災害時における避難体制の 構築など有事の際の関係者との連携の強化など、防災専門官を中心として、 町民の意識の向上に努めていただきたい。そして、土砂崩れの発生した箇所 については、住民の安全確保のための対策を早急に講じていただくことを 提言いたします

以上で報告を終わります。

[中野文教産業常任委員長、降壇]

水口議長

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第2 陳情書第5号

水口議長

日程第2、陳情書第5号・小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についてを議題と致します。

ここで、地方自治法第117条の規定によりまして、染川君の退場を求めます。

[染川議員、退場]

水口議長

これから、本件について、文教産業委員長の報告を求めます。池迫文教産 業常任委員長。

池迫文教産業常 任委員長 はい、5番。

水口議長

はい、5番。

[池迫文教産業常任委員長、登壇]

池迫文教産業常

おはようございます。

任委員長

当委員会に付託された、陳情書第5号「小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等」は県連合会商工会会長と町商工会会長との連名で出されたものであり、その審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査の経過と結果ですが、当委員会におきまして、12月12日全員出席の下、商工会から2名の職員の方と、担当課である産業振興課から2名の出席をいただき、委員会を開催しました。

陳情書は、12月6日の本会議で付託されたもので、要旨は、商工会が事業を実施するにあたっては、地元行政との強固な連携が不可欠であると同時に、その財源の安定的確保による財源基盤の強化が大きな課題であるが、各種事業を遂行する上で自己負担金が増大し、そのための財源捻出に苦慮している。また、小規模企業は地域の経済基盤、社会基盤を支える存在であり、地域の活性化には小規模企業の振興が不可欠となっており、小規模企業対策の一層の推進をはかる、図るための条例制定を求めるものであり、以下のことについて、陳情されています。

- 1、商工会に対する平成31年度補助金が増額になるよう執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。
  - 2、小規模企業振興に関する条例を制定すること。

審査において、陳情書の内容については、県の商工会連合会が県下の商工会に出されたものであり、町商工会として出すべき内容について精査されたことが感じられず、補助の内容もこの陳情書では理解することができない。

条例については、小規模事業者、商工会、町の責務が定められるものであり、制定について反対するものではないが、町が商工関係に対する施策については総合振興計画の中で謳われており、良い形で進んでいると思われ、今後、総合振興計画の見直しも計画される中で、それとの整合性をとり、商工会とも検討を重ねながら、制定されるべきであり、早々の制定については、その必要性は感じられないところである。などの意見が出されました。

以上のようなことから、当陳情は、不採択とすべきものとの意見の一致を みたところであります。

なお、この陳情に対する討論はありませんでした。 以上で報告を終わります。

[池迫文教産業常任委員長、降壇]

水口議長

これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから陳情書第5号・小規模企業の振興に関する 条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についての1項目 目「商工会に対する平成31年度補助金が増額になるように執行部に働き かけ、議会で承認いただくこと。」について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。

これから、陳情書第5号・小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望についての1項目目「商工会に対する平成31年度補助金が増額になるように執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。」を採決致します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、不採択でございます。

したがって、原案について採決致します。

陳情書第5号、1項目目「商工会に対する平成31年度補助金が増額になるよう執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。」は、原案のとおり採決することに賛成の方は、起立願います。

[起立する者なし]

水口議長

起立少数でございます。

したがって、陳情書第5号、1項目目「商工会に対する平成31年度補助 金が増額になるよう執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。」は、不 採択とすることに決定致しました。

これから陳情書第5号、2項目目「小規模企業の振興に関する条例を制定すること。」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、陳情書第5号・小規模企業の振興に関する条例制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等についての2項目目、「小規模企業の振興に関する条例を制定すること。」を採決致します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択でございます。

したがって、原案について採決します。

陳情書第5号、2項目目「小規模企業の振興に関する条例を制定すること。」は、原案のとおり採決することに賛成の方は、起立願います。

[起立する者なし]

起立少数でございます。

したがって、陳情書第5号、2項目目「小規模企業の振興に関する条例を 制定すること。」は、不採択とすることに決定致しました。

ここで、染川君を事務局職員が呼びに行きますのでしばらく休憩を致します。

休憩午前10:27開始午前10:28

水口議長

休憩を閉じて会議を再開致します。

#### 日程第3 議案第61号

水口議長

日程第3、議案第61号・平成30年度錦江町一般会計補正予算(第11号)についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

#### 「木場町長、登壇〕

木場町長

議案第61号・平成30年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について説明申し上げます。平成30年度錦江町一般会計補正予算(第11号)については、補正総額1億9,158万2千円の増額で、累計は76億7,523万1千円となりました。

今回の補正は、歳出につきましては、小中学校空調設備整備事業1億8,375万7千円及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金234万4千円のほか、人事院勧告に基づく人件費の調整を行ったものであります。歳入につきましては、小中学校空調設備整備事業に伴うブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金3,308万1千円、義務教育施設整備事業債1億5,030万円、及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金167万6千円で、不足する財源を財政調整基金から繰入を行なったところでございます。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

#### [木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。第1表・歳入歳出予算補正の歳入13款・国庫支出金から20款・町債までと、歳出1款・議会費から10款・教育費まで、第2表・繰越明許費、及び第3表・地方債補正を一括して質疑を行ない

ます。質疑ありませんか。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀨議員

はい、2番。ちょっと教育長にエアコンのことで、お聞きしたいと思います。数年前、子ども議会でですね、出されて、子どもたちも喜んでいるんじゃないかと思うんですが、小中学校、エアコンをつけられるということで、大体年間のですね、電気使用料をどのくらい考えておられるのか、それと、もちろん、地元業者にさせていただくんだろうとは思うんですが、ちょっと金額も金額ですので、まぁ一本で入札されるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

水口議長

はい、教育長。

畑中教育長

はい。ありがとうございます。空調施設につきましては、先般の、非常に 熱中症とか、非常に高温の学校の運営は非常に厳しいという状況で今回提 案をさせてもらっているところでございますし、詳細につきましては、担当 課長の方でお答えさせますので。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

議長。まず、ランニングコスト、電気代がいくらぐらいかかるのかという ご質問かと思いますが、現在試算している電気料で約800万ほど、小中合 わせてですね、かかるであろうと考えているところでございます。

平成31年度につきましては、いつから稼働するのかで、若干変わってくると思いますが、現在のところで試算してる分が800万ということでございます。

あと、入札につきましては、指名委員会をもってですね、決定すべきと思いますけども、個々の事業も大変大きい事業でもございますので、まぁ個々に入札すべきではないのかなというふうには感じております。決定につきましてはですね、あくまでも指名委員会の方で決定した後になるかと思いますので、私が申し上げた部分は確定ではないということで、ご理解ください。

2番浪瀨議員

議長。

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

ゆくゆくは故障も出たりするからですね、分けて、いくつもの業者さんに 仕事を与えていただける方向でしていただければと思っております。それ からあの、エアコンを取り付ける教室なんですが、すべての、使用するすべ ての教室に付けるのか、まあ言えば理科室とか調理室とかですね、その辺の 範囲を教えてください。

大寺教育課長

議長。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

今回はあの、特別室もですね、付けています。音楽室、理科室、そういった特別室につきましても、設置するように計画しております。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

はい、よろしいですか。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

11番右田議員

11番。

水口議長

はい、11番右田君。

11番右田議員

今課長が、電気料が800万ほどと説明がございましたけれども、10月からは消費税も上がる、加算されるわけです。それを含めての800万なのか、そこ辺をお示しください。

水口議長

はい、教育課長。

大寺教育課長

そうですね。あの、消費税もアップした形なんですが、あくまでも試算なので、これが、私が申し上げた数字がですね、このまま確定するとは、逆に言うと思えない。というのが、上場地区の学校であったり、下場地区の学校であったりと温度に差がありますので、冷房をつけるのか、暖房をつけるのかの差もございますので、あくまでも、もう計算上で引き出した数字でござ

いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

11番右田議員

はい了解。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。

3番染川議員

はい。

水口議長

はい、3番染川君。

3番染川議員

はい3番。教育長に確認をさせてください。

歳出では、小中学校とも空調設備整備事業となっておりますけれども、歳 入で国庫補助金が冷房設備対応臨時特別交付金となっておりますけれど も、これは冷房だけですか、それとも冷暖房の空調ですか。確認をします。

水口議長

はい、教育長。

畑中教育長

はい。ありがとうございます。冷房だけじゃなくて、寒いところも、厳しいところもございますので、冷暖房を含めてということになっております。

水口議長

よろしいですか。

3番染川議員

はい。

水口議長

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい。質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第61号·平成30年度錦江町一般会 計補正予算(第11号)についてを採決致します。

お諮りします。議案第61号は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。従って議案第61号・平成30年度錦江町一般会計 補正予算(第11号)については原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第62号

水口議長

日程第4、議案第62号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正 予算(第2号)についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

はい。議案第62号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について説明申し上げます。

平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ20万円を増額し、累計は1億2,485万3千円となったところであります。

今回の補正は歳出では、資産台帳作成業務及び電気設備保守委託料14 2万6千円、通信運搬費15万円、旅費6万4千円の減額、修繕料111万 8千円、消耗品費20万円、原材料費20万円、機械借上料15万円、職員 給与及び手当12万7千円、燃料費4万5千円の増額となったところでご ざいます。歳入につきましては、滞納繰越分使用料13万3千円、検査及び 業者指定手数料6万7千円の増額であります。議決くださいますよう宜し くお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。

第1表・歳入歳出予算補正の歳入1款・事業収入及び歳出1款・総務費を 一括して質疑を行ないます。質疑ありませんか。

7番川越議員

はい、7番。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

2点ほどお伺いを致します。まずこの歳入の補正額の20万というのは 過年度分の繰り越し分を、徴収していただいた額というふうに理解をして いるところですが、この金額については、もうすでにこの20万が歳入として入っているのか、それとも今後努力をして20万という計上額なのか、ということと、もう1点は歳出の委託料の中に経営戦略等資産台帳作成業務が133万ほど減額になっております。これはあの当初予算400万で行う事業でございまして、私どもは入札減というふうに聞いておりますが、本年度実施が出来なかった入札というふうに理解をすべきなのか、その金額等、その辺をちょっと説明をしてください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

建設課長に答弁させます。

水口議長

はい、建設課長。

田中建設課長

川越議員のご質問にお答えします。

まず1点目の歳入の件の20万の話でございますが、今回職員の努力に 寄りまして、現在、12月17日現在でございますが、すでに38万7,8 10円の収入を得ているところでございます。

また現在も徴収に努めておりますので、増額するというふうには考えているんですけれども、今後の努力次第ということでご理解いただきたいと思います。

それと経営戦略の資産台帳作成業務委託の件でございますが、こちらにつきましても、先ほど川越議員が申し上げましたとおり、入札による減ということで担当とも確認しておりますので、そのようにご理解していただければありがたいと思います。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

この経営戦略は、29年、30年で行なった部分ですか、その入札で減というのはどこかが何かその、単価が落ちたのではなくて、この事業量がどこか減ったのではないかなというふうに、ちょっと金額が大きいので理解しているんですが、この中で今年消化できなくてまた当初、31年度の当初で予算を組むべき必要がある事業があるのではないかなというのはいかがですか。

水口議長

はい、建設課長。

田中建設課長

すみません、再度あの調査致しまして、ご回答という形を取らせていただ

きますがよろしいでしょうか。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

それで、結構ですが、ちょっとあの130万の入札減というのは何かどっか事業が一部こう、実施ができなかったのかな、という理解を私はしたものですから、そういう質問をさせていただきましたので、後程お知らせくだされば、それで結構でございます。

水口議長

他に質疑ありませんか。

2番浪瀨議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

はい、延滞分が入っておりますけれども、そこでお聞きしたいのですが、 今までですね、水道の給水中断をされたことがあるのか、またそれからどの くらいのですね、延滞金また期間になったら中断をされるのか、その辺の金 額、期間等を聞きたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

建設課長に答弁させます。

水口議長

はい、建設課長。

田中建設課長

浪瀨議員のご質問にお答え致します。

延滞をされた場合の給水停止の件につきましては、3ヶ月延滞をされる と停水を致しまして、本人から電話をいただきまして、そこで納入の催促、 また納入の確約をいただきまして、給水の方を行なうというふうに今手続 きを取っているところでございます。

結構あと件数とかも多くなっているのもありますけれども、随時ですね やはりあの停水を行ないながら徴収の方に努めているところではございま す。

水口議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。したがって、議案第62号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決致します。お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第62号・平成30年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第63号

水口議長

日程第5、議案第63号・錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

はい。議案第63号・錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成30年度人事院勧告に基づき、給料表の平均0.2%、勤勉手当支給率0.05月分及び宿日直手当の引き上げによる諸規定の整理をするため、本条例を提案するものでございます。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

これから、議案第63号・錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決致します。

お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号・錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号日程第7 議案第65号

水口議長

日程第6、議案第64号・錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第7、議案第65号・錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、2議案を一括議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第64号・錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 について提案理由の説明を申し上げます。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き上げる特別職職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決・成立したため、同法を準用する町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合も同様に改定したいため、本条例案を提案するものでございます。

引き続き議案第65号・錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申 し上げます。

錦江町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に一般職の 国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引きあげる特別職の 職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決・成立したため、同法 を準用する町議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定したいため、本 条例案を提案するものでございます。 併せて、議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。

これから、議案第64号・錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第64号・錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第64号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第64号・錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に議案第65号・錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行ないます。討論 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第65号・錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第65号・錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第66号

水口議長

日程第8、議案第66号・宿利原学習センター再編事業改修工事請負変更 契約の締結についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第66号・宿利原学習センター再編事業改修工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年9月26日、町議会の議決を受けた、宿利原学習センター再編 事業改修工事請負契約について、診療所部分の強化ガラス及びロールスク リーン工事の追加が生じたため、本変更契約案を提案するものでございま す。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番浪瀨議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

はい、宿利原学習センターはですね、最初とまた違って9月に団員の詰所の移転を作るということで、契約をしたんですが、その時点ではですね、強化ガラス等ロールスクリーンの追加というか、あれは、この時点では、プロが設計してるんですが、分からなかったんですか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

新田政策企画課 長

議長。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課 長

今、浪瀬議員ご指摘の点につきましてですけれども、現行のワークショップ等をするにあたって、設計をするにあたったときに、打合せをしたときにですね、現行の診療所部分についても、中学校の時に使用されていたサッシ、ガラスでいいだろうというようなことで、しておったわけですけれども、実際、運用面を考えました時に薬品等がそこに保管されると。

それから、採光の関係で、光を遮断しないとですね、そういった薬品等にも影響が出るのではないかということが、現場の方から出てまいった関係でですね、当然へき地診療所として使用するわけですので、保健所等の検査等も受けないといけないということもございまして、今回、補正をさせていただいたところでございます。

水口議長

はい、2番浪瀨君。

2番浪瀨議員

はい。なんでそれが最初に分からんかったのかということですよね。 何も言いませんけど、やはりあのそこまで見て、もう3ヶ月したときには また変更だと、いうことではなくてですね、最初から、今から今後こういう ことがないように、気配りはしていただきたいと思います。以上です。

水口議長

よろしいですか。

2番浪瀨議員

はい。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

私も同じ質問をするつもりでおりました。同僚議員がしてくれました。当初5千万の当初予算で、1,800万をまた追加して、その時点でもある程度の改良もしていると。

さらに、入札後にまた44万1千円の増額というのもこれまたなかなか、 悪くとれば、ちょっと予算内にまだ余裕があるので、ここもやろう、ここも やろうということでは、ないんだろうなというふうに考えているところで す

薬品あるいは光の関係とかいうようなことで、強化ガラス等も必要になってくるというふうには考えますけれども、本当に今、同僚議員が言うよう

に、こういった薬品とか光というようなことは、当初の設計段階でもうすで に把握をされて、織り込まれていかなければならない部分であるというふ うに考えているところです。

いろんな建物の中で、その使用使途によっては、特別な設置もしなければならないので、そういったものも設計時点でピシッとこう、ポイント、ポイントを押さえられて、入札後になるべく変更がないような形で是非実証していただきたいと、希望でございます。以上です。

水口議長

回答はいりませんか。よろしい。

7番川越議員

いりません。

水口議長

いりません。

7番川越議員

いりません。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

はい。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第66号・宿利原学習センター再編 事業改修工事請負変更契約の締結についてを採決致します。

お諮りします。議案第66号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第66号・宿利原学習センター再編事業改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員の派遣について

日程第9、議員の派遣についてを議題と致します。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣 することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定致しました。

#### 日程第10 委員会の閉会中の特定事件の調査について

水口議長

日程第10、委員会の閉会中、特定事件の調査についてを議題と致します。文教産業常任委員長から所管事務の会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から、申し出のとおり閉会中の継続調査とすること にご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

#### 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

水口議長

日程第11、議会運営委員長からの閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項等について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする ことにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継 続調査とすることに決定致しました。

ここで、町長の発言の申し出がございます。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

平成30年12月定例議会を終えるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。今年は、3月・6月・9月の定例会に加えまして、4回の臨時議会を開催させていただきました。予算案、条例改正、人事案件など議員の皆さまのご協力をいただきまして、本年最後の定例会を終えることができましたことに感謝申し上げますとともにこの1年間、行政全般に渡り、多大なご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

私も町長に就任して、ちょうど1年が経過したところでございます。

前任者からの継続的な事業は継承しつつも、新たな問題解決に向けてスクラップアンドビルドの精神で、町政を推進してきたつもりであります。当面の課題であります、人口減少対策、町民所得向上のための産業振興策をさらに具体的に進めるために、職員一丸となって、邁進していきたいという風に考えております。

継続は力なりと申しますが、単なる継続ではなく、さらなる高みを目指して、時代に相応した進取の精神を持って、錦江町発展のために尽力してまいりたいと考えております。今後とも議員の皆さまのごき、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

最後になりますが、これから年末年始の慌ただしい時期となりますけれ ども、健康には十分留意され、輝かしい新年をお迎えくださいますようご祈 念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

[木場町長、降壇]

[水口議長、登壇]

水口議長

お疲れ様でございます。

12月最終議会ということで、議長として一文ご挨拶を申し上げます。今年も、町長及び副町長、教育長、そして各担当課の課長、職員の皆さま、本当に努力をいただきまして、錦江町の運営に大変なご苦労を感じたところでございます。ありがとうございます。

議会におきましても、地方分権の進展とともに二元代表制の一翼を担う、 地方議会の果たすべき責任と役割が、ますます重要になってくるところで ございます。

町民の皆様とともに議会基本条例に基づく活動に対する議会づくりを目

指して、こころ豊かな、そして人輝く錦江町のために、議員力を合わせて頑 張っているところでもございます。

ところで、今年は、明治維新 1 5 0 年という節目で、西郷どんが鹿児島県が大いに盛り上がった年となりました。燃ゆる感動かごしま国体を 2 年後に控えまして、皆さんもご存じのとおり、当町もいろんな意味で実行委員会が設立され、機運も高まってきている次第でございます。

こういった中で、今年の漢字の一字に「災」が選ばれました。6月18日大阪で北部を中心に、地震。9月6日は北海道の胆振東部を震源と致しました大きな地震。そしてまた、広島を襲った、あの集中豪雨。大きな被害が発生致しております。200人以上の死者を出し、多くの方が被災され、自然災害が多く発生致した年でもございました。

そして、本町でも、9月29日から30日にかけまして、台風24号の影響でですね、田代では1時間に73ミリの豪雨を記録致した次第でございます。

町内各地で崩土などが発生し、長時間、停電も起こりました。

また、交通死亡事故が発生したことも大変残念なことでもございます。これから、少子高齢化、人口の減少を食い止めるために、地域の活性化が今後ますます図られますように、より一層の努力、執行部と議会が一緒になって、真剣に真正面から、この課題に取り組んでいかなければならないと、いうふうに思っているところでございます。

最後に、いきいき、住みやすい町、錦江町を目指しまして、皆さんと一緒 に、新しい年を迎えようではございませんか。

皆様方には、最後に新年を家族そろって、楽しく迎えくださいますようお願いし、平成最後となります、12月議会において、議長の挨拶とさせていただきます。お疲れ様でございました。

#### [水口議長、降壇]

水口議長

これで、本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。 平成30年度第4回錦江町議会定例会を散会致します。

散 会 午前11:05